



# 長野県報

7月14日(月)  
平成26年  
(2014年)  
第2589号

## 目 次

### 告 示

土壤汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染された形質変更時要届出区域の指定（水大気環境課）	1
森林法に基づく保安林の指定（森林づくり推進課）	1
長野県知事選挙に係る公職選挙法に基づく選挙人名簿の登録の基準日、登録日及び縦覧期間（選挙管理委員会）	2

### 公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（4件）（県民協働課）	2
大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出及び届出書等の縦覧（産業政策課サービス産業振興室）	3
県営土地改良事業計画の策定及び縦覧（農地整備課）	4
「信州 山の日」及び「信州 山の月間」の新設（森林政策課）	4
都市計画の図書の写しの送付及び縦覧（2件）（都市・まちづくり課）	4
一般競争入札（施設課）	4
開発行為に関する工事の完了（2件）（都市・まちづくり課）	5
建築基準法に基づく道路の指定（建築住宅課）	6
建築基準法に基づく道路の位置の指定（7件）（建築住宅課）	6
一般競争入札（道路管理課）	8
水道法に基づく指定給水装置工事事業者の指定（企業局）	8
警備業法の一部を改正する法律に基づく審査の実施（生活安全企画課）	8



### 長野県告示第371号

次に掲げる土地の区域は土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「省令」という。）第31条第1項及び第2項の基準に適合しないため、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない土地の区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）として次のとおり指定します。

平成26年7月14日

長野県知事 阿部 守一

- 土地の区域（形質変更時要届出区域）  
佐久市根々井字原8番1の一部及び横和字萩原1番1の一部
- 省令第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
カドミウム及びその化合物  
水銀及びその化合物  
鉛及びその化合物  
ふっ素及びその化合物  
ほう素及びその化合物  
ポリ塩化ビフェニル

- 省令第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
カドミウム及びその化合物  
水銀及びその化合物  
鉛及びその化合物  
ふっ素及びその化合物  
ほう素及びその化合物

水大気環境課

### 長野県告示第372号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林に指定します。

平成26年7月14日

長野県知事 阿部 守一

- 保安林予定森林の所在場所  
上田市小泉字芦沢口1336の3から1336の9まで、1338、1340の1、1341の1、1342から1345まで、1361から1365まで、字大貝平2123の4、2128のイ、2128のロ、2129のイ、2129のロ、2130、2131、字宮ノ入2132、2146、2147の2、2148の1、2149、2150、2151の1、字飯綱山2206のハ、2214のイ、2216の1、2216の2、2217、2219から2223まで、2225の2、2227のイ、字芦沢入2228から2230まで、2231の1、2231のロ、2232、2233の1、2233のロ、

2234の1、2235の1、2236の1、2236の2、2237、2238の1、  
2239のロ、2240の1、2240の2、2240のロ、2240のハ、2244の1、  
2244のイ、2245の2、2254の3から2254の7まで、字弓立2267の  
1、2267の2、2272、2274、2275の1、2275の2、2280、2289の  
5、2289の6

2 指定の目的  
干害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所  
在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡  
以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林  
づくり推進課及び上田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**森林づくり推進課**

**選告示第29号**

平成26年8月10日執行予定の長野県知事選挙に係る公職  
選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項の規定による  
選挙人名簿の登録について、その基準日、登録日及び縦覧  
期間は、次のとおりです。

平成26年7月14日

長野県選挙管理委員会委員長 深沢 賢一郎  
基 準 日 平成26年7月23日（年齢については、平成26年8月10日）  
登 錄 日 平成26年7月23日  
縦覧期間 平成26年7月24日

**選挙管理委員会**



**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第  
4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認  
証申請があったので、同条第5項において準用する同法第  
10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成26年7月14日

長野県知事 阿部 守一

1 申請のあった年月日

平成26年6月25日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人飯伊圏域障害者総合支援センター

3 代表者の氏名

宮下 智

4 主たる事務所の所在地

飯田市東栄町3108番地1

5 定款に記載された目的

この法人は、飯田・下伊那地域の障害（児）者が、それぞれの  
地域で安心して生活できるようにするために、当該障害者及びその  
関係者に対する相談支援事業を行うことを以て、障害者の福祉  
の向上に寄与することを目的とする。

**県民協働課**

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第  
4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認  
証申請があったので、同条第5項において準用する同法第  
10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成26年7月14日

長野県知事 阿部 守一

1 申請のあった年月日

平成26年6月27日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人子どもサポートチームすわ

3 代表者の氏名

小池 みはる

4 主たる事務所の所在地

諏訪市大字中洲2843番地

5 定款に記載された目的

本法人は未就学児童、不登校等の児童・生徒・高校生の支援と  
フリースクールの経営、あらゆる年齢の人々の生涯学習の支援と  
その場の提供、および、学習者の内発からの学びを支援する活動  
を行う。また、不登校に限らず子育てに関してさまざまな不安を  
抱える人々を対象に相談事業を行う。地域社会とのかかわりを深  
め、市民ボランティアの活用・協力を通じて、地域社会の活性化  
等公益に寄与することを目的とする。

**県民協働課**

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第  
4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認  
証申請があったので、同条第5項において準用する同法第  
10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成26年7月14日

長野県知事 阿部 守一

1 申請のあった年月日

平成26年7月1日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人山の遊び舎はらべこ

3 代表者の氏名

阿部 大輔

4 主たる事務所の所在地

伊那市東春近3660番地